

# 令和7年度事業計画書

## I 運営方針

公益財団法人として、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施する。

なお、年金担保貸付事業は、令和4年3月申込受付分で終了したため、「年金担保貸付終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書（以下「検討委員会報告書」という。）及び当協会の現況等を踏まえて適切に今後の事業運営にあたる。

信用保証事業は、（独）福祉医療機構と連携し、早期に保証債務の履行を終了させる。

住宅団信事業は、厚生労働省、（独）福祉医療機構等と連携して、令和8年4月を目途に加入者を他の団体が実施する団信に移行させる。

当協会は、利用者の利便性を図り、これら2つの事業を確実に終了させ、速やかに解散・清算を進めて行くこととする。

## II 事業実施計画

### 1 信用保証事業

#### (1) 信用保証事業の終了

（独）福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、令和4年4月貸付実行分（令和4年3月申込受付分）で新規の保証引受は終了しており、既存の債務保証残高見込も僅かとなっている。令和7年度は保証債務の履行を早期に確実に実施し、信用保証事業を終了させる。

#### ・保証引受残高

令和7年度初の保証引受残高（計画）は、（独）福祉医療機構による年金担保貸付の実績見込等を勘案し、41件、3百万円を見込んでいる。

| 年 度           | 令和3年度初               | 令和4年度初               | 令和5年度初               | 令和6年度初              | 令和7年度初<br>(計画) |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|----------------|
| 件 数<br>(前年度比) | 128,332件<br>(81.5%)  | 108,902件<br>(84.9%)  | 62,907件<br>(57.8%)   | 23,334件<br>(37.1%)  | 41件<br>(0.2%)  |
| 金 額<br>(前年度比) | 35,601百万円<br>(76.6%) | 32,299百万円<br>(90.7%) | 13,507百万円<br>(41.8%) | 2,493百万円<br>(18.5%) | 3百万円<br>(0.1%) |

・保証履行額

令和7年度の保証履行（計画）は、（独）福祉医療機構による保証履行請求予定等を勘案し、件数で19件、金額で1.4百万円を見込んでいる。

（保証履行状況の推移）

| 年 度           | 令和3年度              | 令和4年度              | 令和5年度              | 令和6年度<br>（見込）     | 令和7年度<br>計 画                    |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------------------------------|
| 件 数<br>（前年度比） | 2,824 件<br>（85.1%） | 2,439 件<br>（86.4%） | 1,498 件<br>（61.4%） | 452 件<br>（30.2%）  | <b>19 件</b><br><b>（4.2%）</b>    |
| 金 額<br>（前年度比） | 726 百万円<br>（82.5%） | 602 百万円<br>（82.9%） | 283 百万円<br>（47.0%） | 45 百万円<br>（15.9%） | <b>1.4 百万円</b><br><b>（3.1%）</b> |
| 単 価<br>（前年度比） | 257 千円<br>（97.0%）  | 247 千円<br>（96.1%）  | 189 千円<br>（76.5%）  | 100 千円<br>（52.9%） | <b>53 千円</b><br><b>（53.0%）</b>  |

（2）求償債権の回収業務

死亡以外の理由で当協会が求償債権を取得した債権の回収業務については、平成20年4月より一部の債権について、サービサー（債権回収会社）に委託しているところである。

保証履行により取得した求償債権残高の管理・回収については、引き続き適切に実施するとともに、協会の解散・清算に向けた対応を進めていく。

（3）調査研究

年金受給者の福祉の増進に寄与するための調査研究については、令和7年度も引き続き実施しない。

2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

（1）年金住宅融資に係る債務引受事業

債務引受事業については、令和7年度も引き続き実施しない。

（2）年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、令和7年度においても引き続き特約料を据え置きとし、事業を継続する。また、厚生労働省、（独）福祉医療機構等と連携し、令和8年4月に当協会の団信加入者を他の団体が実施する団信に移行させる方向で進めていく。

|                |       | 団 体 別         |               |                |
|----------------|-------|---------------|---------------|----------------|
|                |       | 一般事業主         | 労栄協会          | 兵庫生協           |
| 特約料<br>（対万円／月） | 令和7年度 | <b>6.49 円</b> | <b>8.42 円</b> | <b>10.31 円</b> |

### **3 厚生労働省、(独)福祉医療機構との打ち合わせ会の実施**

年金担保貸付の信用保証事業の終了を踏まえ、引き続き厚生労働省、(独)福祉医療機構と連携した打ち合わせ等を実施する。

### **4 住宅団信に関する関係者間協議の継続及び一般事業主への説明の実施**

年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業については、令和8年4月に当協会の団信加入者を他の団体が実施する団信に移行させるため、今年度も引き続き厚生労働省、(独)福祉医療機構、移行先団体等を含めた関係者間協議を実施し、最終調整を図る。

また、他の団体が実施する団信に移行する一般事業主については、令和8年4月以降の新たな事務処理について、混乱が生じないよう丁寧な説明を行う。